

日野都市計画地区計画の変更（日野市決定）

都市計画東光寺上地区地区計画を次のように変更する。

名 称		東光寺上地区地区計画
位 置 ※		日野市栄町五丁目、新町四丁目及び新町五丁目各地内
面 積 ※		約26.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、土地地区画整理事業により健全な市街地が形成、整備される地区であり、緑豊かな生活空間の創造を図り、農住共存をめざす良好な住環境の形成と事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区を3つの地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。 〔低層住宅地区〕 低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を目指しつつ、敷地の細分化を防止し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成及び保全を図る。 〔農住共存地区〕 農と住の調和した、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成及び保全を図る。 〔沿道地区〕 周辺環境に配慮しつつ、地区内及び周辺の利便性を考慮し、商業、業務や住宅の調和のとれた適切な沿道土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地地区画整理事業により一体的に整備される道路、公園及び緑地の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、垣又はさくは街並み景観の向上を図るため、生垣を主体としたものとする。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地保全地域に指定された、地区内の樹林地を良好な自然環境として、将来にわたり保全していく。

位 置				日野市栄町五丁目、新町四丁目及び新町五丁目各地内		
面 積				約26.2ha		
地 区 整 備 計 画		地区の区分	名 称	低層住宅地区	農住共存地区	沿 道 地 区
			面 積	約17.4ha	約 4.8ha	約 4.0ha
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限 ※		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅 3. 事務所兼用住宅 4. 店舗兼用住宅 5. 診療所兼用住宅 6. 前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（3戸以上の長屋を除く。） 2. 市長が農業振興上必要と認めかつ、建築基準法第48条の許可を受けたもの 3. 前各号の建築物に附属するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度		120㎡	165㎡	150㎡
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線と隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面

地区整備計画	建築物		積の合計が5㎡以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	積の合計が5㎡以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	積の合計が5㎡以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
	建築物等の高さの最高限度		建築物の高さは地盤面から9m、軒の高さは7mをそれぞれ超えないこととする。		建築物の高さは地盤面から12mを超えないこととする。
	建築物等の形態又は意匠の制限		1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色のある色調とする。 2. 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。 3. 屋根は傾斜屋根とする。		1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色のある色調とする。 2. 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。
	事項	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は、生垣又はネットフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のブロック塀等はこの限りではない。	道路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は、生垣とする。	道路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は、生垣又はネットフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のブロック塀等はこの限りではない。

※は、知事同意事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：ゴミ収集方法の変更により、ダストボックスが廃止され戸別収集となることに伴い、廃棄物保管場所の必要がなくなったため、地区計画を変更する。